

地域における教育学習活動と大学の役割

藤 田 公仁子

(富山大学地域連携推進機構生涯学習部門副部門長)



I. はじめに

今日、住民の「生活の場」である地域は、大きく変容してきている。そこではまた、教育をはじめ、経済・医療・健康・福祉など、様々な領域で地域課題・生活課題を深刻化させている。そうした課題について正確に状況を把握するとともに、課題解決の方向性を解き明かす学習や教育活動が必要とされている。さらに、学習活動の成果を活かせる形で、課題解決を目指した取り組み・実践活動が必要とされている。

また、近年、個人の学習活動を取りまく環境は大きく変容してきている。何よりも、学習情報・学習内容を入手する手段・方法として、ICTを活用することが急速に普及してきている。ネット社会で提供される多くの情報は、いつでもどこでも入手することが可能になっている。従来の「紙媒体」を利用した情報の入手とは比較するまでもなく、多様なアプリケーションが開発されてきていることから、システムにおけるアクター（行為者）にとって、学習機会の提供機能、レコメンドや情報検索機能、学習したことの成果を活用する「場」としての情報提供機能等は、より便利な「ツール」となってきた、ということができる。

情報を更新する、あるいは他者と情報を共有するという意味でも、今日ではICTを活用して実現する生涯学習プラットフォームは、重要な役割を果たすようになってきている。

また、SNSで構築された人間関係は、職場や地域などで結びつけられる人間関係とは、その親密性や信頼感などにおいて大きく異なる場合が多い。その意味では、「他者との相互規定的関係」の内実、教育・学習論の視点からは一定の限界・制約があるものと考えられる。

この小論では、地域社会の変容や生活課題について確認し、課題解決に向けた「人材育成」を図る関係で教育労働の専門性や地域における大学の役割などについて、論点整理を行いたい、と考える。

II. 地域の変容と大学

(1) 地域社会の変容

地域住民にとって、学習しその学習した成果を実践に結び付け、さらに地域課題・生活課題の克服につなげていくことは、個人としてもまた住民共通のこととしても重要なことである。

ここで地域の変容ということについて若干検討してみたい。

地域については、地理的・社会的・歴史的様々な視点から捉える必要がある。ここでは簡単に

「人々の生活の場」という視点から考えると、高度経済成長期以降、地域は大きくその姿を変容させた。農村部では産業の基盤である農業生産が大きく変容し、多くの人々が離農し都市部へと移動した。また、週末は農業生産に従事し、平日は農業以外の仕事に就く兼業農家も著しく増加した。高度成長期以降はまた、都市部近郊では野菜、果樹や花卉を生産し、畜産、酪農などを導入して経営規模を拡大する傾向が強まった。しかし、全体としてみれば、農地・労働力・他産業と比較した生産性（収入）を減少させてきた。その結果、現代的課題とされている高齢化が進行している地域では、「限界集落」「消滅集落」と言われている中山間地域も著しく増加している。

高度成長期以降、工業団地や住宅団地が造成された地域も多いが、グローバル化する中で地域の中で多くの労働者を雇用していた企業が撤退する（工場等の閉鎖・海外への生産工場の移転等）ことで大量の失業者を生み出すという事態も生まれている。こうした状況の中で、既存の住民組織や人間関係が弱体化・希薄化する傾向にあり、コミュニティの機能を低下させる、さらにコミュニティそのものが消滅する例も多い。

都市部では、人口の集中が進む中で、都市近郊に集合住宅や団地が形成されることにより、アパート・マンションの居住者が増加し、コミュニティが新たにつくられても、その内実としての人間関係が親密になりにくいという例が多い。もちろん、団地などでは、町内会や自治会を意図的に組織し、コミュニティとしての機能を十分発揮している場合もあるが、地域の機能は歴史的に変容してきたことは否めない。しかし、町内会という、いわばエリア型コミュニティの地域内の組織化された住民組織とは区別して、いわゆる近隣の人間関係が「相互扶助」の機能をもって維持されてきた側面もあった。それは、冠婚葬祭の儀礼に出席・参列、「ご近所付き合い」の「贈る、贈られる」といった相互規定的な関係に基礎づけられている。また、地域に伝統的に継承されてきた「祭り」「伝統的な行事・慣習・集まり」なども、地域の機能を再生産する上で重要な役割を果たしていた、ということができよう。

今日、地域では教育問題として「通学時の見守り」や「防災・減災」、「福祉」などが様々な領域で顕在化しているため、住民同士が協力・連携して対処することが求められており、実際に多くの地域で取り組みが行われている。しかし、コミュニティの機能を喪失させ、著しく低下させている例も多いことが事実として指摘できるのではないか。

なお、2015年12月21日にまとめられた中央教育審議会答申¹⁾は、これからの学校の在り方とのかかわりで地域との連携・協働が積極的に打ち出されていることが注目される。

(地域学校協働答申)

学校と地域との連携・協働に関連して、これまで、学校の運営に関わって「学校評議員制度」を設置し、「地域学校協働本部」の事業などが実施されてきた。この地域学校協働答申では「コミュニティ・スクールの構想」²⁾をより前面に打ち出し、学校運営は幅広く地域住民・関係者の協力の下に運営する考え方を提示している。

これを大学の役割・大学開放にひきつけて考えた場合、「地域コーディネーター」³⁾の養成といったことも含めて、地域課題・生活課題に取り組む「人材育成」や「地域の担い手を育む」といったことが追求すべき課題として考えられる。

(2) 地域にとっての大学

大学が地域とどのように関わっているのか、そして今後どのように地域と関係を構築していくのか、さらに「大学開放」はどのように展開されるべきか、ということにふれてみたい。なお、ここでは、地方国立大学を念頭において述べていく。

地域との共同研究、産官学連携と言われて、現在地域創生に向かって進む日本社会の中で全国の地方国立大学では、地元企業との連携、共同研究開発、行政、企業との人事交流等、各大学が多様な実践を展開している。その中の学習プログラムとしては、多様な地元企業による寄付講座、企業の人材のスキル・キャリアアップを目的とする講座、学び直しプログラムへの期待も大きい。

企業の目指すイノベーションや行政が推進する地域活性化の取り組みなどでは、大学との共同研究が多岐にわたり行われている。最先端の研究内容・技術開発が、企業活動や地域開発政策を策定する上で重要なヒント・方向性を示す役割を果たすこともあり得る。いわば「大学の知」は、企業活動や行政の政策立案などの様々な場面において活用されている、ということである。

こうした「大学の知」が地域で活用されるという場合、「地域」「地方」とはその大学が設置されている行政の範囲に限定されているわけではなく、専門性を持つ研究分野により地域における大学開放の可能性を大きく追求しているということを指摘しておきたい。

現在、多くの地方国立大学が「COC+」の採択事業に取り組んでおり、地域の中で地域課題・生活課題に実践的に関わり、地域課題解決に向けて取り組んでいる。その一つには、地元就職しようと志向する学生の育成があげられる。こうした事業も地域と大学の関わり方を考える上で重要である、と考える。

Ⅲ. 地域の教育課題と教育の専門労働

(1) 家庭教育に関する課題と取り組み

地方自治体、NPO 等で取り組んでいる「家庭教育サポーター」「家庭教育アドバイザー」等（名称は地域によって様々である）について触れておきたい。

地域における教育問題としては多様なものがあるが、今日、家庭教育をめぐる、家庭の教育力の低下と言われ続ける中で、日常的にメディア等でとりあげられる様々な問題が生じている。そこで、「家庭教育サポーター」「家庭教育アドバイザー」という、子育て支援を担う「人材育成」「支援する人材の養成プログラム」が社会的に必要とされてきた、ということである。

地域で活動する「家庭教育サポーター」「家庭教育アドバイザー」は、教育の専門職員ではないが、地域住民の「子育て」を支援するために、自治体主催で一定の知識・技能習得を目指した「教育プログラム」のもと、専門性と経験を要する存在として養成が図られている。

筆者は、社会教育・生涯学習の視点から注目しており、ここで次の整理を試みる。

第一に、家庭教育は、一義的には子どもの親権者である親の教育権に基づいて行われる。「教育の私事性」ということである。

第二に、個人の「教育を受ける権利」と「義務教育」という問題である。周知のように、子どもの保護者は教育を受けさせる義務を負っている。これに対して、子どもは「教育を受ける権利」を有しているのである。憲法第 26 条には「能力に応じて」という文言があるが、それはけっして「テストで計測される学力」に矮小化されてはならない。

第三に、「生存権」の問題である。今日、後でも触れるが、「子どもの貧困」が問題となり、貧困

と教育の関連が指摘されている中で、「健康で文化的な生活を送る権利」を保障するという意味でも、「教育を受ける権利」の内実が問題となる。さらに、国民一般の問題として、「キャリア教育」や「健康・医療・福祉」などとの関連で、「教育を受ける権利」が問題となっている。端的に言えば、厳しい労働環境が恒常的になっている職場条件におかれている場合には、健康を害する可能性が高く、また、病気を予防するための学習プログラム、具体的な対応をすることも困難である、ということである。

さらに現在の社会状況における現代的課題との関わりからすると、以下の点が重視されるべきである、と考える。

第一に、保護者が社会的にどのような労働・生産・生活条件の下に置かれているのか、ということである。企業でどのような条件にあって、どのようなストレスがある中で働くことを余儀なくされているのか、超勤の実態はどのようなものか、有給休暇を自由に取得できる環境にあるのか、等々である。

第二に、家族の機能の問題である。核家族化や少子化とともに、家族の個人化・個別化の傾向が進行している。例えば、日常生活の中の「食べる」という営みの中で、「食卓」が担ってきた家族のコミュニケーションの場である家族だんらんの崩壊、子どもの孤食・個食の実態が増えていること等は、食育分野でも重要視されている。つまり、家族教育の場面で十分機能しなくなったことが「家族の教育力の低下」へとつながっているのである。

第三に、教育の専門労働の問題である。保育士や幼児教育・学校教育の領域の専門労働、さらには、社会教育・生涯学習の専門労働が関わってくる。教育活動の「場」が異なることによって異なる面と、教育という「本質」に共通する面と、両方について理解することが重要である。さらに、相互の関連性について理解することも必要とされてくる。

第四に、子どもの生活や成長を規定する社会的な条件が関わってくる。自然環境は、遊びなどを通じて自然認識を深める、あるいは身体的・精神的成長を実現する上で重要な要素である。また、社会的に提供される遊び道具やゲーム、音楽、絵本なども、子どもの成長を規定する要素である。

次に、行政・政策の担うものについて考えておきたい。教育基本法や社会教育法の条文に「地方自治体及び国は、教育の振興に重要な役割を果たすべきである」と規定されている。行政は、法律に基づき、予算処置をする権限をもっている。その際「合法的」に業務を遂行することが求められる。

また、「子どもの貧困」は、その保護者である大人の「貧困」に規定されたものであり、この間、現代社会の中で貧困の格差を拡大してきた。

子どもを産み育てる中心的世代である20～30代の中で顕著な傾向として、非正規雇用で働く人が多いことが今日の日本社会の特徴の一つとして挙げられる。また、共働きを志向する人が多く、保育所の収容人員をこえて待機児童が多いことも克服すべき課題となっている。そこにはまた、「家族の機能の低下」という側面があることも否定できない。

こうした中で、子育てをサポートしようとするボランティア・NPOの活動が展開されている地域も多い。しかし、地域によって違いは大きい。

近年「子ども食堂」の取り組みも注目されてきているが、現状として展開されている多くのものは、地域の中で広がりを見せているとは言い難い。また、福祉・教育行政を中心として公的な「子育て支援事業」も様々に展開されているが、ニーズに十分対応できていないのではないかと考える。

こうした状況の中で、「家庭教育サポーター」・「家庭教育アドバイザー」等の子育て支援の活動

への期待は決して小さくはない。

(2) 教育労働の専門性をめぐって

すでに述べたように、「家庭教育サポーター」・「家庭教育アドバイザー」は教育の専門労働者とは言いが、実際に活動する際には幼児教育や学校教育、そして社会教育・生涯学習の領域の専門労働と連携・協働することが必要とされてくる。こうした視点から、養成に関わって、以下の点についてふれておきたい。

家庭や地域における教育問題の解決を図ろうとした場合、直接的には問題を抱えている当事者へのカウンセリングで対応できる例もある。「悩み」を聞くだけで当事者の気持ちの整理がなされ問題解決の方向性が示される、ということである。しかし、多くの場合は、様々な要因が複雑に絡み合い、当事者の気持ちの整理や努力だけでは解決することができない、ということが多い。

そこでは、教育や福祉・医療などに関わる多くの関係者との連携、すなわち社会的協働・協同で取り組むことが求められる、ということである。

また、教育という営みは、本来社会的協働・協同で取り組まれるべきものである。そうした基盤の構築こそが「地域の教育力」を形成していくものと考えられる。

教育の専門労働を考える場合、学校教育について考えられがちである。学校教育では、「先生－生徒」という関係の中で教育について捉えるのだが、それは、「教授の過程」が基本に据えられた考え方になる。そこでは、第一に、知識の習得や学力の形成、といったことが問題になる。教育課程に規定された教育内容に準拠した教育が求められる。第二に、人格の形成、ということが問題となる。それは、教育・教授の過程だけでなく、学級活動や学校行事などを通じた教育実践が重視されることになる。

ところで、先にもふれたが、教育労働について、学校教育の「場」を家庭教育や社会教育・生涯学習の領域に移して考えた場合、当然異なる条件においてその特質を捉えることが必要になってくる。

第一に、知識・学力について考えた場合、そこには学校教育の「教育課程」に対応するものが不明確になる。個人のおかれているライフステージや労働・生産・生活条件によって、具体的な内容は極めて個別的で多様なものが想定し得る。

第二に、「教材」や「学習方法」も多様なものが追求し得る。

第三に、社会的に蓄積された多くの領域の研究の成果を活用し得る。その成果は、論文や著書といった形態から、テレビ番組・新聞記事・ネットなど、今日では多様な形態・方法で発表することが可能であり、広く社会的に普及しているものも多い。

第四に、教育労働の担い手が多様化している、ということが挙げられる。社会教育の領域では、従来、社会教育主事・司書・学芸員といった専門職員が想定され、社会教育主事講習や国家試験等も含めて大学を中心とした養成課程が法律的に整備されてきた。これらに加えて近年では、「コーディネーター」なども位置づけられるようになってきた。また、博物館の展示解説などの場合、住民のボランティアも「専門労働」の一翼を担うようになってきている、ということができる。

第五に、キャリア教育やNPOなどの領域も含め、公的ないし公共性をもった組織・団体の事業展開が、より重要な役割を果たすようになってきている、ということである。「キャリア教育」の具体的な場面としては、公共職業訓練所やNPOの活動が一定の役割を果たしている、ということ

である。

社会教育・生涯学習の専門職員に求められることに、学習者の学習要求・ニーズに対応して学習計画や学習プログラムを開発することがある。その場合、個人の労働・生産・生活過程に即した、個人の学習活動、すなわち自己教育を想定することが基本となる。しかし、「共同学習」も積極的に位置づけられるべきである。学習活動は継続的に追求されるべきものであり、学習した成果を実践に生かしながら持続的に行われるべきものである。

今日では、社会教育施設や民間教育産業・大学その他が提供している「学習機会」についての情報の多くは、ICTを活用して入手することが可能となっている。また、学習内容に即して考えても、自然科学・人文科学・社会科学の様々な領域の研究成果をはじめ、多様なレコメンド、検索機能により入手することが可能である。

このような学習環境が整えられている中で、学習活動は一見すると本人の主体性によりどのようにも追求することが可能に見える。しかし、自己の学習活動の到達点を客観的に評価し、学習活動の次のステップを明確にし、そのうえで対応する学習機会についての情報・内容を精査していくということは必ずしも容易にできることではない。そこには社会教育・生涯学習に関する専門労働の「サポート」が有効であるように考える。いわば、学習者への「寄り添い」である。

IV. 今後の地域生涯学習の方向性

(1) 「社会参加」の志向

日本社会は「超高齢社会」に移行しつつあるが、これまで65才以上の人を「高齢者」と規定してきた。定年制度も、この年齢を基準とすることが多く、年金その他の社会保障や社会福祉の制度・政策なども同様である。確かにこれまでは、65歳を「高齢者」として労働人口から切り離し、医療や福祉の領域で特別な政策を実施する合理的な条件があった、ということができよう。

しかし、今日では、65歳以上の人でも身体的・精神的に健康で、企業や行政などの様々な場面で働く能力を保持している人も多い（もちろん、生活習慣病等を発症し通院等の時間を要している人も多いが、前提として、65歳以上でも健康で労働能力を保持している人が非常に多い、というのが実態である）。

また、日本人の平均余命はこの間男女ともに延長してきており、100歳を超えてなお健康的に生活している人も増加してきている。

高齢者に対するアンケート調査では、「定年退職後も継続して働きたい」と回答している人が圧倒的に多い。そこには、「支給される年金だけで生活を営もうとすると経済的に苦しい」という実態があり、「将来に備えるために」というように、経済的な将来の見通し・先行き不安がある傾向も否めない。ケースによっては、医療費などの手立ても含めて、自己防衛として継続して働きたい、という希望も多い。同時に、「働く」ということを通して「社会参加」することに重要な意義・生きがいを感じている人も多い。

教育論の視点からすれば、労働・生産・生活過程において多様な「社会参加」をすることこそが個人の成長発達を促進・維持する上で重要な要因である、ということになる。

高齢化社会が進行する中で、近年、認知症についての研究が進み、症状の進行を遅らせる、予防することも次第に可能になってきている。例えば、アルツハイマー型の場合、脳内に蓄積する疲労

物質をより効率よく排出する方法が新たに明らかにされてきている。

また、身体的運動をしながら計算などで脳を働かせることが、認知症の症状の進行を遅らせることが予防になる、と言われるような学習方法も開発されている。脳の働きを活性化させるという意味では多様なものが考えられるが、それを身体的運動と同時に行うことが重要である、ということである。

さらに、「おしゃべり」などで他者と交流することも有効である、と言われ、積極的に学習活動、「集う場」としての居場所づくりの中で展開している事例もある。その実践する機会を公的社会教育施設、高等教育機関で、当事者や支援する家族の学習活動として展開している学習プログラムも増加する傾向にある。

また、以前と比較すると、認知症の患者自身が積極的に発言・行動するようになってきていることが注目される。これまでは、認知症であると診断されると、その途端「物忘れなどが激しいので仕事ができない」という捉え方が強く、本人も診断を受けると同時に働く意欲を失い、周囲も「働く能力がない」と決めつけてしまう傾向が強かった。しかし、患者自身が積極的に自己主張し、様々な場面で活動し発言する、そして、患者の社会復帰の支援を展開するように、「できることから仕事・活動へ結び付ける⇒支えあう取り組み」となっている、ということが注目される。

さらに、地域で「認知症カフェ」ということで、認知症患者が自由に集い語り合う「拠点」が開設される例も増えてきている。その「カフェ」では健常者のサポートを受けながらも患者自身が運営に積極的に参加参画するようになってきている。

以上のことを踏まえた場合、次の点を確認することができる、と考える。

第一に、病気のメカニズムや症状、そして病気の予防の方法などについて学習することが求められる。様々な疾病について多くの研究がなされ、新しい治療方法が生み出されている。そうしたことについて学習することが必要とされるのだが、その場合、人間の生命体としての特質や健康を保持するシステムなどについて理解を深める、ということも重要である。

第二に、そうした知識の習得とともに、生活の営みの中で、食生活や日常的な運動といった実践を継続的に行うことが求められてくる。

第三に、実践を遂行する上で、他者と社会的な関係を持つことが重要である。他者とふれあい、交流を図り「社会参加」することが、病気対策としてもより人間らしく生きるという意味でも、極めて重要である、ということである。

その解決方法として、公的社会教育施設、高等教育機関、地域による支えあうコミュニティ活動への期待は大きく、その地域活性に関わる地域づくりプログラム開発が進められている。

(2) 地域活性化の展望

地域を活性化させる課題には、様々なものがあり、また、様々な領域からアプローチし得る。ここでは、まず2016年5月30日⁴⁾に取りまとめられた「中央教育審議会答申」について検討してみたい。

この答申では、ICTの活用による学習活動の在り方や、学習活動の「認証評価」など、多岐にわたる内容について提言されている。ここでは、この小論に関わることに限定し、「生涯学習プラットフォーム」⁵⁾についてふれてみたい。

「生涯学習プラットフォーム」は、地域で住民に対する「学習機会」を提供してきた、教育委員会、

公民館や図書館・博物館などの社会教育施設、民間教育産業、ボランティア・NPO、大学などがネットワークを構築しようとするものである。「学習機会・学習内容に関する情報が統合されることで、学習者は自立的に」学習機会を取捨選択することができる。自己の学習活動の到達点を踏まえて、次のステップに進むことができる。あるいは、学習した成果を活かすことに関する情報を得ることも可能となる。

このようなシステムが確立した場合、「大学の知」を活用することは、より多様な場面で可能になるものと考えられる。

次に、大学の教育機能とのかかわりで次の点についてふれてみたい。

これまで述べてきたように、地域を活性化させる上で必要とされることとして、地域の経済力を発展させることが必要とされている。中でも、優れた「労働力」を一定程度確保することは絶対的条件である、ということである。その意味では、現在労働力市場の特徴である「非正規雇用」が4割を超えていることは早急に改善すべき課題である。また、昨年東京大学を卒業した新卒の職員が、恒常的な残業や厳しい労務管理に耐えかねて自殺したことに象徴されるように、企業で正職員として働く人には「長時間労働」が重くのしかかっている。

地域を活性化させるという文脈からすれば、「労働時間」「働き方改革」等で、見直すことにより生じた自由な時間を学習や文化・芸術活動に費やすことで、様々な形で「社会参加・参画」することができるようにする、ということが第一に指摘される。自由な時間を自己の労働能力を向上させることに充てるのが、社会的にみれば企業活動や地域を活性化させるうえで重要である。

第二に、労賃水準の問題である。「非正規雇用」の割合が高いことから、労働者の賃金の平均水準は当然低い水準になる傾向にある。支給された「賃金」から、自由に自己教育活動に使用することができる費用、また、文化・芸術領域に限らず、多様な学習領域で使用できるのは必ずしも多くはない、というのが実態である。子どもの教育費の負担も大きい傾向にある。自己の学習のための費用や文化・芸術活動への支出も制約されたものとなってくる。その意味では、日本の企業が蓄積した「内部留保」の377兆円を、個人の「賃金」に充てることも必要とされているのではないか。賃金水準の上昇は、地域の市場拡大に直結してくるものであり、地域活性化の一つの条件となるとも言われている。

第三に、地域活性化に関わることとして、多様な地域の発展方向を探る試み・学習と学習した成果の活用、ということについて考えてみたい。今日、「地球温暖化」が進行し、その影響は様々な形で地域に表れている。異常気象による自然災害が頻発する中で、「持続的な発展」を目指すことが必要とされている、ということである。防災教育、自然災害についての学び、より専門的な知識・技術、防災士等の資格取得についても公的な社会教育施設、高等教育機関の中での学び、共助、互助についての学び、地域活動・実践の組織づくりの地域循環型の生涯学習の構築が急務とされている。

第四に、こうした状況の把握と将来展望を切り開くためには、労働・生産・生活に関わって様々な場面で持続的な学習が必要とされてくる、ということである。それは、個人のレベルでの内発的な「志向」として求められる、ということである。また、同時に、企業や行政、地域の社会組織、ボランティア・NPOなど、様々な社会組織としても取り組むこと、そして個人の学習活動をサポートしていくことが求められている、ということである。そうした学習活動について考えた場合、公民館などの社会教育施設の役割や公共職業訓練所などの役割も期待される場所であるが、大学の果たすべき役割は非常に大きい、と考える。地域住民に対して多様な「学習機会」が提供されるべ

きであり、正規の教育課程にもとづき学生として教育を受けることはもちろん、公開講座や「授業公開」その他のシステムの充実が図られるべきである、と考える。また、大学のキャンパスの中で、大学主催の事業としてだけでなく、行政や企業・社会組織などとの協働により、職場や社会教育施設等の様々な場면을会場として教育・学習活動が展開されることも、今後積極的に追求されるべきである、と考える。また、インターネットを利用して行う学習のコンテンツを開発していくことも、「教育プログラム」の一つの領域として充実が図られるべきではないか、と考える。

「共同学習」ということを考えた場合、様々な場面で、様々な領域の学習をした住民同士が、気軽に交流し、学習成果を確認したり、今後の学習計画を主体的に編集したり、学習成果を活用することについて交流できるような「場」の設定が求められている、と考える。

V. 結び

今後、情報技術や ICT の普及といったことが進行する中で、個人が学習に利用できる条件（コンテンツ、レコメンド、検索機能等の開発）はより拡大していくものと考えられる。また、「グローバル化」の進行は、国内外の「競争」を常に激化させるものとなる、と考える。

しかし、多様な技術開発が進行しても、それが労働時間の短縮、すなわち自由な時間、学習する時間の増加に結び付く、ということに自動的になるわけではない。むしろ、AI による代替の可能性により、将来的には労働者の失業に直結するという傾向が話題となっている。

地域活性化の課題とのかかわりでは、多様な取り組みとその担い手の育成が追求し得る中で、地域の現状把握やそこに内在する課題について正確に把握するために多様な「学び」が必要とされてくる。そこに大学の積極的なコミットが求められるところである。

また、地域住民にとって自己の「学び」は基本的に自己の労働・生産・生活とのかかわりで個人の判断に基づいて追求されることである。しかし、様々な地域課題・生活課題が多くの住民にとって共通の課題として存在していることから、共通の課題として理解・認識し課題解決に向けた展望を導き出すための学習が必要とされてくる。そこに「地域生涯学習」ということが課題設定されることになり、地域の中で「大学の知」の活用が必要とされるところである。

大学は、地域社会において経済的・社会的・文化的・学術的な様々な領域で重要な役割を果たしている。そうした「社会的存在意義」を改めて捉え直すことも、「地域活性化」を追求する上で求められる。

<注>

- 1) 中央教育審議会答申「地域学校協働答申」(2015年)。
- 2) コミュニティ・スクールについては、佐藤晴雄「コミュニティ・スクールの可能性」(日本青年館『社会教育』、2016年5月号)などを参照。
- 3) 「地域コーディネーター」については、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携教職員の育成研修ハンドブック』(2017年)などを参照。
- 4) 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」(2016年5月30日)。
- 5) 筆者は、「生涯学習プラットフォーム」に関連して、「地域生涯学習ネットワーク」について触れたことがある。参照されたい。拙稿「地域住民の参加・参画型学習活動と大学開放事業プログラムの可能性」(『富山大学地域連携推進機構生涯学習部門 年報』、第17巻、2016年)。